

(別紙様式第 1 号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	大竹市

大竹市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大竹市総務部産業振興課農林水産振興係
所 在 地 大竹市小方一丁目11番1号
電 話 番 号 0827-59-2130
F A X 番 号 0827-57-0888
メールアドレス san-norin@city.otake.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、ヌートリア、サル、ヒヨドリ、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	大竹市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	14 千円 2a
	果樹	99 千円 15a
	いも類	50 千円 6a
	野菜	59 千円 5a
タヌキ	野菜	82 千円 5a
ツキノワグマ	果樹、野菜	—
アナグマ	野菜	—
ハクビシン	野菜	82 千円 5a
ヌートリア	—	—
サル	野菜	—
カラス	果樹	1,571 千円 20a
ヒヨドリ	野菜	580 千円 10a
カワウ	魚	9,400 千円

(2) 被害の傾向（令和3年度）

鳥獣による被害、特にイノシシが人の生活圏域へ侵入拡大するなど被害がでている。また、ヌートリアについて、被害の報告はないものの目撃情報がでてきているほか、近隣市町の情報から、サルによる被害も危惧している。被害の程度については、制度的な把握の方法が確立しておらず、農業共済やJ A、農家からの聞き取りを中心とした被害の把握となっている。

① イノシシ（被害時期：通年）

防護柵等の対策が進んだ効果で被害報告が減少しているが、市街地での出没が増え被害がでている。

② タヌキ（被害時期：夏～秋）

山間部を中心に、市内全域で野菜への被害が出ている。

③ ツキノワグマ（被害時期：春～秋）

目撃情報、痕跡等があり、養蜂業者から被害が報告されているが、被害金額や面積は不明である。

④ アナグマ（被害時期：通年）

山間部を中心に目撃が相次いでいたが、近年、市街地周辺でも目撃されている。被害自体は報告されていないものの、他の鳥獣と錯誤されていることが多く、実際は被害があると推測される。

⑤ハクビシン	(被害時期：夏～秋)
山間部を中心に野菜の被害がでている。	
⑥ヌートリア	(被害時期：春～秋)
目撃情報がでてきており、警戒の必要がある。	
⑦サル	(被害時期：春～秋)
数件の目撃情報があり、警戒の必要がある。	
⑧ヒヨドリ	(被害時期：夏～秋)
全域で、野菜への被害があるが、正確な被害金額・被害面積は把握できていない。	
⑨カラス	(被害時期：夏～秋)
全域で、果樹への被害があるが、正確な被害金額・被害面積は把握できていない。	
⑩カワウ	(被害時期：春～秋)
近海のメバル等の稚魚を捕食するほか、小瀬川の稚アユを捕食するなど、漁業被害が出ている。正確な被害金額、被害面積は把握できていない。	

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	222千円 28a	189千円 24a
タヌキ	82 千円 5a	70千円 4a
ハクビシン	82 千円 5a	70千円 4a
カラス	1,571 千円 20a	1,335千円 17a
ヒヨドリ	580 千円 10a	493千円 9a
カワウ	9,400 千円	6,580千円

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣捕獲班による捕獲 ・狩猟免許を持つ個人に有害鳥獣捕獲許可 ・市の箱わな貸出 ・狩猟免許取得支援 ・職員による防除の現地指導 ・イノシシの捕獲に対する奨励金の交付	・有害鳥獣捕獲員が高齢化している。 ・イノシシ等による被害が市街地まで広がってきている。 ・鳥類による被害に対する有効な捕獲策がない。
防護柵の設置等に関する取組	・イノシシ等の防除施設の設置に補助金を交付 ※予算の範囲内で事業費の1/2を補助(上限5万円)	・防除など鳥獣被害防止に関する啓発が広く届いていない。
生息環境管理その他の取組	・集落向けの学習会を通じた鳥獣の習性、被害防止技術等の知識の普及	・空家や所有者不明農地の放任果樹等の対策が行き届いていない。 ・正確な生息状況被害状況の把握ができていない。

(5) 今後の取組方針

1. より有効的な有害鳥獣駆除の方法の検討を行う。
2. 狩猟免許取得支援を推進し、担い手の確保に努める。
3. 有害鳥獣からの被害防止策（防護柵の設置など）についての研修や、農家や地域による自己防衛の方法を啓発し鳥獣被害防止意識の向上を図る。
4. カワウについては、引き続き広島県と連携して効果的な被害防止軽減策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

1. 有害鳥獣の捕獲は、有害鳥獣捕獲班が行う。
2. 必要に応じて個人に対しての捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	全て	・有害鳥獣捕獲班との連携を強化 ・各集落での研修会や講習会の開催 ・職員の捕獲知識の習得

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数頭の設定の考え方

- ・イノシシの捕獲頭数は増加傾向であるが、被害は横ばいであるため、地域における被害防止策（防護柵の設置など）の推進と並行して、捕獲の効率化を進め、捕獲圧を高めることができる捕獲計画頭数を設定した。
- ・鳥類は有効な捕獲方法がないため、追い払いを基本とし、必要に応じて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	60頭	100頭	100頭
タヌキ	5頭	5頭	5頭
ツキノワグマ	農作物被害及び人身被害の防止等、必要な捕獲を行う。		
アナグマ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

毎年度作成する有害鳥獣年間捕獲実施計画に基づき、猟友会等と協議調整を行い捕獲を実施していく。また、イノシシ等による農作物等の被害報告があった場合は、個人へも捕獲許可を行い捕獲を実施していく。また、地域での狩猟免許所持者が増加してきたため、地域での防除及び捕獲の体制を構築することで、さらに効率的な対策を講じていく。

ツキノワグマについての被害の報告や状況を勘案し、必要に応じて西部農林水産事務所長の許可を得て捕獲を実施する。

カワウについては、花火等による追い払いのほか、県や関係市町と連携して効果的な被害防止軽減策を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃による捕獲は原則行わない。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	ツキノワグマを除き既に権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	防護柵・電気柵 4.8km	防護柵・電気柵 4.8km	防護柵・電気柵 4.8km

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	全て	・農地を守る柵の設置など、被害防止に関する知識の普及するための研修会や講習会等を実施する。 ・カワウについては追い払いを実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

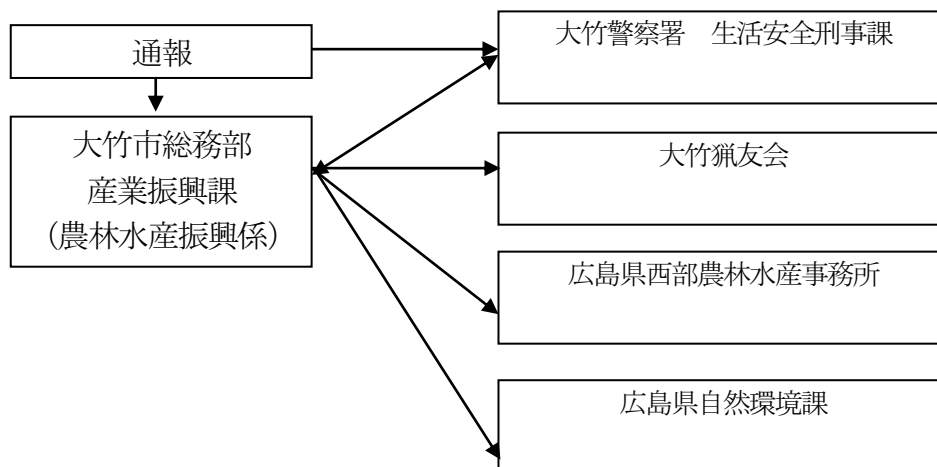
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ カワウ	・有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進を行う。 ・有害鳥獣捕獲の担い手確保のため狩猟免許取得の支援をする。 ・県と連携して、生息状況の調査等の対策を継続する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大竹市総務部産業振興課	有害鳥獣捕獲許可など有害鳥獣捕獲班との連携、各関係機関への情報提供等
大竹猟友会（有害鳥獣捕獲班）	捕獲、駆除等
大竹警察署生活安全刑事課	安全確保等
広島県西部農林水産事務所	放獣補助、確認等（ツキノワグマに限る）
広島県自然環境課	麻酔、標識装着等（ツキノワグマに限る）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲班が捕獲した個体は、原則埋設処分することと、やむを得ない場合は、適切な方法で処分する。個人が捕獲した個体は、原則持ち帰って適切に処分することとし、やむを得ない場合は、適切な方法で処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品、ペットフード、皮革、その他	有効な利用についての情報収集を行う。
------------------	--------------------

(2) 処理加工施設の取組

有効な利用についての情報収集を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効な利用についての情報収集を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：大竹市有害鳥獣捕獲対策協議会

構成機関の名称	役 割
大竹市総務部産業振興課	事務局事務、協議会に関する事務調整 有害鳥獣被害防止対策の実施
大竹市（有害鳥獣捕獲班）	鳥獣関連の情報提供、有害鳥獣被害防止への協力
大竹猟友会	被害状況等の情報提供、鳥獣被害防止対策への協力
佐伯中央農業協同組合 (5年4月1日合併のため組織変更予定)	被害情報等の情報提供

大竹市漁業振興対策協議会	被害情報等の情報提供
広島県農業共済組合	被害情報等の情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣関連の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県農林水産局 農業技術課	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農林水産事務所 林務第一課 自然保護係	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農林水産事務所 農村振興課 産地推進係	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
廿日市市、岩国市、和木町	有害鳥獣等に関する情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成23年度に大竹市鳥獣対策実施隊を設置
 - ①有害鳥獣の捕獲に関すること
 - ②有害鳥獣侵入防止柵の設置に関すること
 - ③集落における有害鳥獣防除対策に対する指導助言に関すること
 - ④その他鳥獣被害防止対策に関すること

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・将来的な有害鳥獣捕獲体制の維持
- ・地域に根差した捕獲の担い手を育成
- ・地域との連携による被害防止体制確立への支援

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし